

一般社団法人日本側彎症学会旅費規則

(概要)

第1条 本会の理事会、評議員会、各種委員会開催等のための旅費は、この内規に定めるところによる。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、航空賃、日当および宿泊料とする。

(旅費支給の対象)

第3条 本会の理事会、評議員会、各種委員会開催等に出席する場合かつ他の組織より旅費の支給を受けられない場合に限り支給の対象とする。ただし定期大会（総会、日本整形外科学会総会）に連動して開催される会合及び定時評議員会に出席する場合は無支給とする。

(会員の旅費計算)

第4条 会員の旅費は、勤務地と目的地の最寄り駅により計算する。

(1) 片道50km未満の場合

旅費（鉄道賃と日当）は一律5,000円を支給する。

(2) 片道50km以上の場合

1. 鉄道賃は運賃、普通車特急料金、座席指定料金を支給する。

2. 航空賃

通常期の航空運賃(正規エコノミークラス料金)および空港までの運賃とする。

空路/陸路は本人の申告による。本人の申告に基づき、事務局で計算する。

3. 日当

支給しない。

4. 宿泊料

宿泊を伴う場合は実費支給とする。ただし、一泊につき22,000円までとする。

交通費と宿泊費が一連となっている支払い形態については、領収書を提出して実費を支払う。ただし、事務局で計算した交通費に1泊につき22,000円を加えた額までとする。

領収書は会合開催後1カ月以内に事務局に提出する。1カ月を過ぎた後に領収書の提出があった場合は支給しない。

(非会員の旅費計算)

第5条 非会員で当学会が委嘱した者又は特別の目的のために出張を要請した者の旅費は、勤務地と目的地の最寄り駅により計算する。

(1) 片道50km未満の場合

旅費（鉄道賃と日当）は一律5,000円を支給する。

(2) 片道50km以上の場合

1. 鉄道賃は運賃、普通車特急料金、座席指定料金を支給する。

2. 航空賃

通常期の航空運賃(正規エコノミークラス料金)および空港までの運賃とする。

空路/陸路は本人の申告による。本人の申告に基づき、事務局で計算する。

3. 日当

一日につき3,000円を支給する。

4. 宿泊料

宿泊を伴う場合は実費支給とする。ただし、一泊につき22,000円までとする。交通費と宿泊費が一連となっている支払い形態については、領収書を提出して実費を支払う。ただし、事務局で計算した交通費に1泊につき22,000円を加えた額までとする。

領収書は会合開催後1カ月以内に事務局に提出する。1カ月を過ぎた後に領収書の提出があった場合は支給しない。

(規定の除外)

第6条 本規定に該当しない場合においては、理事会で協議して決定する。

(規定の変更)

第7条 本規定の変更は理事会の議決による。

附 則 この規則は、令和元年12月11日から施行する。

附 則 この改正規則は、令和2年6月2日から施行する。